

生第26号  
平成23年4月28日

岐阜県知事様

岐阜県羽島市長 白木義春



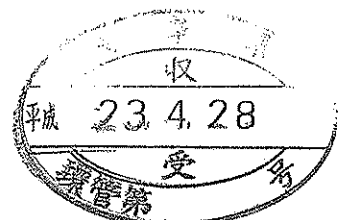
環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

平成23年3月23日付け地環第831号で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

（岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書）

意	見	等
次の事項に対して配慮願います。		
1	廃棄物等	
環境影響評価準備書提出後に地元からの情報提供に基づき調査した結果、判明した廃棄物を含め、土地の改変に伴う建設副産物は適正に処理するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討されたい。		



生第33号  
平成23年5月11日

岐阜県知事様

岐阜県羽島市長 白木義春



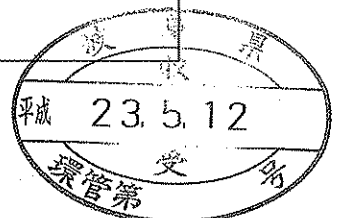
環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

平成23年3月23日付け地環第831号で照会のありましたこのことについては、平成23年4月28日付け生第26号にて提出しましたが、下記のとおり追加します。

記

（岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書）

意 見 等
<p>次の事項に対して配慮願います。</p> <p>1 水質</p> <p>(1) 現地調査において、城屋敷排水路下流のダイオキシン類の測定結果が環境基準値を超えていたことから、工事の実施及び人の活動に伴う環境配慮事項及び環境保全措置を適切に実行されたい。</p> <p>(2) ダイオキシン類が環境基準を超過した城屋敷排水路において、当面、当市で継続監視を行うものの、工事の実施及び施設の稼動にあたっては、現状と比較して環境に与える影響の程度が小さいと確認できるまで継続監視を検討されたい。</p>



岐阜県知事 様

愛知県一宮市長 谷 一 夫



環境影響評価準備書に係る意見について(回答)

平成23年3月23日付け地環第831号の2で照会のありましたこのことについては、  
下記のとおりです。

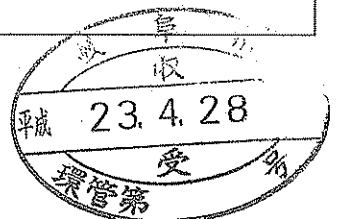
記

(岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書)

意 見 等

当該事業の事業実施関係区域のうち愛知県側の大半を一宮市域が占めており、4万人以上が生活している。当該地の住民にしてみれば、いかに事前予測でほとんど影響はないと結果がでていても、施設の運転開始後の環境影響に関する不安は、数値的に明らかにされることがなければ拭いきれないものと考えられる。

そのため、事業開始後も1か所以上で大気質調査を経年的に実施して結果を公表する等、一宮市民の不安解消に努めることとされたい。



23 稲環保第 21 号

平成 23 年 4 月 28 日

岐阜県知事 古田 肇 様

愛知県稲沢市長 大野 紀 明



環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

平成 23 年 3 月 23 日付け地環第 831 号の 3 で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

（岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書）

意 見 等
<p>今回照会がありました環境影響評価準備書では、大気質による事業開始後の環境濃度に対する寄与率は、極めて少ないとされていますが、まったくないとの評価ではありません。</p> <p>また、表 8.1-54(1)から表 8.1-54(5)の環境濃度予測結果及び図 8.1-24 から図 8.1-27 の寄与濃度予測結果から見ると必ずしも「極めて少ない」とは言い切れないと考えます。</p> <p>このことから、稲沢市民が安全・安心して生活できるよう少しでも不安を解消するため、先の方法書の回答にも記載させていただきましたように、事業開始後におきましても 1 か所程度で大気質調査を経年的に実施していただきますようお願いいたします。</p>

